資 料

〇特定非営利活動促進法(抄)

(平成十年法律第七号)

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則 (第三条—第九条)

第二節 設立 (第十条—第十四条)

第三節 管理(第十四条の二—第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条—第四十条)

第五節 監督 (第四十一条—第四十三条の三)

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営 利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人(第四十四条—第五十七条)

第二節 特例認定特定非営利活動法人(第五十八条—第 六十二条)

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併(第六十三条) 第四節 認定特定非営利活動法人等の監督(第六十四条 一第六十九条)

第四章 税法上の特例(第七十条・第七十一条)

第五章 雑則(第七十二条—第七十六条)

第六章 罰則(第七十七条—第八十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定 非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のい ずれにも該当する団体であって、この法律の定めるとこ ろにより設立された法人をいう。
- ー 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的 としないものであること。
- イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない こと。
- ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体である こと。
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教 化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当 該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは 公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 反対することを目的とするものでないこと。
- 3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、

第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」 とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利 活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人 第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から 区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務 所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところに

より、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、 登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特 定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、 都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次 に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設 立の認証を受けなければならない。

- 一 定款
- 二 役員に係る次に掲げる書類
- イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)
- ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十 一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承 諾する書面の謄本
- ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県 又は指定都市の条例で定めるもの
- 三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載し た書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

- 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)
- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類(同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- ー 申請のあった年月日
- 二 特定添付書類に記載された事項
- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請 書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるとき は、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定 都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これ を補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書 を受理した日から一週間を経過したときは、この限りで ない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定 非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) 第三 条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第二十 二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法 (平成七年法律第八十六号) 第二条 第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の 各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- ー 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規 定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な 理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から 二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間 を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならな い。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規 定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について 準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の 所在地において設立の登記をすることによって成立する。 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、 遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書 及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出 なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁 は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録 を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければな らない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員 総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規 定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議 をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある ときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人 によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十

八条の二第一項第三号において同じ。) により表決をする ことができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事 三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の 定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相 反する事項については、理事は、代表権を有しない。この 場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又 は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法 人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定 款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非 営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又 はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過 しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び 第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一 号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明 治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二

百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二 百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、 罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執 行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 暴力団の構成員等

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された 特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を 取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、 その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の 親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合 (任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前 項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第 二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければな らない。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で 選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、 定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、 同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の 社員総会が終結するまでその任期を伸長することができ る。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、 社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、 その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限 りでない。
- 3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、 第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六 号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、 第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。) 又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限 る。) は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、 第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をし

たときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記 事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条 第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の 所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証した ときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞 なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければ ならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に 定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなけ ればならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類 (活動計算書及び貸借対照表をいう。次条 第一項において同じ。) 及び財産目録は、会計簿に基づい て活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内 容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事 業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるとこ ろにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産 目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係 人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、 正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなけれ ばならない。
- 一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)
- 二 役員名簿
- 三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- ー 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する 方法

三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告 すべき内容である情報の提供を受けることができる状態 に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の 方法をいう。以下この条において同じ。)

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告 すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を 同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款 で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができない場合の当該 公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法 のいずれかを定めることができる。
- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間(第二号において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
- 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動 法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の ーを超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定 都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事 業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ー 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、 所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号

に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその 旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につき その財産をもって完済することができなくなった場合に は、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は 職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、 又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、 この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、 利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清 算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- ー 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申 出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出を した債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された 後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に 対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、 その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続 開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事 務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利

活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。 (残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、 合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定 めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がない ときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又 は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、 裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判 所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の 監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の 所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定によ

り清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。 この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の 陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散 及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選 任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

て準用する。

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員 総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を 生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本 を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証につい

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証 があったときは、その認証の通知のあった日から二週間 以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定 により債権者が異議を述べることができる期間が満了す るまでの間、これをその事務所に備え置かなければなら ない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。
- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続 する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定 非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記を することによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定 非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。 以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づ いてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると 認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活 動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告 をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事 務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の 状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること ができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければな らない。
- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条 第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠く に至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする 行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著 しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法 人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置 を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の

規定による命令に違反した場合であって他の方法により 監督の目的を達することができないとき又は三年以上に わたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を 行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証 を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。(音見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認 定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織 及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、 所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、 都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次 に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなけれ ばならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準 に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、 第一号に掲げる書類を添付することを要しない。
- 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が 一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごと に区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、 その一年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業 年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた 寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあって は、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け 入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)
- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を 受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事 業年度の末日以前五年(同項の認定を受けたことのない 特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合 にあっては、二年)内に終了した各事業年度のうち最も 早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした 特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合する と認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- イ 実績判定期間(前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。)における経常収入金額((1)に掲げる金額をいう。)のうちに寄附金等収入金額((2)に掲げる金額(内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額)をいう。)の占める割合が政令で定める割合以上であること。
- (1) 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額
- (2) 受け入れた寄附金の額の総額(第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度 超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
- (3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額
- ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定 基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附 金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)その他の 内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下こ の口において同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人で

ある場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

- ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七 条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都 について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法 第三百十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規 定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの 寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を 制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。) の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。
- 二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる 活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の 五十未満であること。
- イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者 (当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)
- ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲 の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、
- (4) に掲げる者を除く。) である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資

産の譲渡等を除く。)

- (1) 会員等
- (2) 特定の団体の構成員
- (3) 特定の職域に属する者
- (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告 宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- 二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作 為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数の うちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以 内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係 のある者
- (2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は 出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又 は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を 直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める 関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並び にこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれ らの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものが あることその他の不適正な経理として内閣府令で定める 経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ次に掲げる活動を行っていないこと。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を

教化育成すること。

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は 政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非 営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ず るものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上で あること。
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十 以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合に
- は、正当な理由がある場合を除いて、当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)をその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第 五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び 同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の 規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の 初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経 過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特

例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第 一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併 後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立し た特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しよ うとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日 以後一年を超える期間が経過していないものである場合 における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令 で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又 はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過 しない者 ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは 刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の 二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しく は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、 又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正 の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若 しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反 行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反 したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わ った日又はその執行を受けることがなくなった日から五 年を経過しない者

- ニ 暴力団の構成員等
- 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四 十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三 項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定に より第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取 消しの日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの 又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
- 六 次のいずれかに該当するもの
- イ 暴力団
- ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの (認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、 当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を 聴くことができる。

- ー 前条第一号二及び第六号に規定する事由 警視総監 又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、 関係都道府県知事又は関係市町村長(以下「国税庁長官

等」という。)

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をした ときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したと きはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利 活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければ ならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、 インターネットの利用その他の適切な方法により、当該 認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事 項を公示しなければならない。
- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 四 当該認定の有効期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市 の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知事」という。)に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、 遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 一 直近の事業報告書等(合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。)、役員名簿及び定款等
- 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同

項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名 称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認 されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。)は、当該認定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。)から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないと きは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処 分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び 第三項、第四十五条第一項(第三号ロ、第六号、第八号及 び第九号に係る部分を除く。)及び第二項、第四十六条か ら第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び

第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の 有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条 第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に 所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないと きは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧) 第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更 の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で 定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決 した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁 以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営 利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内 閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣 府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名 簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理 由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧 させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び 廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届

け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる 事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認 証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、 前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に 掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利 用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければ ならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在 する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を 設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以 外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定 款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき 又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都 道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する 都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置 したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、 第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の 知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第 一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三 号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定め るところにより、同条第一項の認定の日から起算して五 年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月 以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところに より、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類に ついてはその作成の日から起算して五年間、第二号から 第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起 算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、 その事務所に備え置かなければならない。
- 一 前事業年度の寄附者名簿

- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する 規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、 資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他 の内閣府令で定める事項を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行った ときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところに より、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成 し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む 事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置か なければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二 号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第 四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求 があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、こ れをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は 指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第 三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業 の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を 記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区 域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっ ては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条に おいて同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条 第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提 出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この 限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行った ときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところに より、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければなら ない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提

出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき (第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒 否処分がされたとき。)。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。)。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認 定がその効力を失ったときは、インターネットの利用そ の他の適切な方法により、その旨を公示しなければなら ない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道 府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の 規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失った ときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しな ければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増

進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び 第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定 非営利活動法人について準用する。この場合において、 同条第三項中「五年(同項の認定を受けたことのない特 定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合に あっては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替えるもの とする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請を した特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合 すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基 準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日(当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日)から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、 当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。)。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条 から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項 の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」と あるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利

活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその 効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされない ときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併に よって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされ るまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法 人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は 特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継してい るものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十 七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定 は第一項の認定について、第五十八条第二項において準 用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに 前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及 び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、そ れぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替 えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令 で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業

務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件 を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人 等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定 款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑 いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人 等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは 財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都 道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人 等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは 財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ ることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の 関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前 項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係 知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了する までの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑い があると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利 活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しな

۱١°

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は 第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人 等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、 第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれか に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、 当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、 当該都道府県の区域内における事業活動について、その 改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすること ができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定 による勧告をしたときは、インターネットの利用その他 の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければ ならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第 二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人 等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らな かったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、 その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができ る。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規 定による命令は、書面により行うよう努めなければなら ない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定 による命令をしたときは、インターネットの利用その他 の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しく

は第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- ー 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警 視総監又は道府県警察本部長
- 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税 庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による 命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次の いずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を 取り消さなければならない。

- ー 第四十七条各号 (第二号を除く。) のいずれかに該当 するとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認 定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条 第一項の認定を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
- 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれか に該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消す ことができる。
- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は 第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四

項の規定を遵守していないとき。

- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
- 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。
- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項 又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに 足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非 営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要で あると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を 述べることができる。
- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号二又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当 する事由
- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法 人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認め るときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以 外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をす

ることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人 税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第 六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、 同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中 「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(特定非営利活 動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定す る法人(以下「特定非営利活動法人」という。)並びに」 と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一 項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定 非営利活動法人を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等 (」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人及び」 と、和税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなさ れているもの」とあるのは「みなされているもの(特定非 営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、 小規模な法人として政令で定めるものに限る。)」とする。 2 特定非営利活動法人は、消費税法(昭和六十三年法 律第百八号) その他消費税に関する法令の規定の適用に ついては、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法(平成三年法律第 六十九号) その他地価税に関する法令の規定(同法第三 十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第 六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六 条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適 用については、同法第二条第七号に規定する人格のない 社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人 等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連す る寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定める ところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人 税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用 があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動 法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前 項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに 記録することにより、当該情報の積極的な公表に努める ものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の

適用)

第七十四条 第十条第一項(第三十四条第五項において 準用する場合を含む。) の規定による提出及び第十条第二 項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準 用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項 (第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用 する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第 三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に よる届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十 五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による 届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規 定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条 第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定によ る提出、第四十三条第四項(第六十七条第四項において 準用する場合を含む。) の規定による交付、第四十四条第 二項(第五十一条第五項、第五十八条第二項(第六十三条 第五項において準用する場合を含む。) 及び第六十三条第 五項において準用する場合を含む。) の規定による提出、 第四十九条第一項 (第五十一条第五項、第六十二条 (第六 十三条第五項において準用する場合を含む。)、第六十三 条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を 含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十 一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準 用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用 する場合を含む。)の規定による提出、第五十二条第二項 (第六十二条において準用する場合を含む。)の規定によ る提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用す る場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及 び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する 場合を含む。)の規定による提出並びに第五十六条(第六 十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧 について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する 場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六 項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項 並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるの は、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の 技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条 (第三十九条第二項において準用 する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十 八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の 規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、 第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十 五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第 五項において準用する場合を含む。) の規定による閲覧、 第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二 条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第 五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項におい て準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において 準用する場合を含む。) の規定による備置き、第五十四条 第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において 準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並び に第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合 を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う 書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法 律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場 合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府 県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用 しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の 規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細 則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で 定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第 一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五 十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは 第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万 円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十 万円以下の罰金に処する。

- ー 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利 活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名 称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非 営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は 商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定 に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると 誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定に よる命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった 者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定に よる停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った 者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場

合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき 法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑 者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合において は、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十 万円以下の過料に処する。

- 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条 (第三十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事

項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第五十三条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項 (第六十二条 (第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十四条第二項及び第三項 (これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項

の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は 第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、 又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成を せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは 不実の記載をしたとき。

- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違 反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第 二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく は忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下 の過料に処する。

別表 (第二条関係)

- ー 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に 関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県 又は指定都市の条例で定める活動

附則

(令和二年一二月九日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法 (以下この条及び次条において「新法」という。)第 十条第二項から第四項まで(これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項(新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規 定によりなお従前の例によることとされる場合におけ るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三を削る。

別表の十二の三の項を削る。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施 行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。



「NPO法の運用方針」について

平成 15 年 3 月 25 日 (平成 15 年 12 月 18 日改定) 内閣府国民生活局

(趣旨)

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」(法第1条)することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人(NPO法人)の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴となっている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、 新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

一方、NPO法上、所轄庁は申請が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」(法第12条第1項)は認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示さなければならないことが求められているが、これまでの申請の中には、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が必ずしも容易でないものも少なくない。また、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念されるところである。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある。

そこで、内閣府としては、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」するため、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにすることとした。 具体的には、①法定要件のうち、「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性について、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図るとともに、②NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図るため、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請することを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行う。

1.「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」(法第2条第2項)とすること、「営利を目的としないものであること」(法第2条第2項第1号)という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下のものを運用上の判断基準とする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。ただし、 法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査(以下「報告徴収等」という。)の対象となり得 る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさ ない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとする。

(1) 定款記載事項

<運用上の判断基準>

0 認証基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

<説明>

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」(同項第1号)、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」(同項第3号)、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」(同項第11号)等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

(2) 特定非営利活動に係る事業

<運用上の判断基準>

① 認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支 出額の2分の1以上であること。

② 報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事

業」という。)」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」(法第5条第1項)行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模(事業費及び管理費)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。

(3) その他の事業

1)経営

<運用上の判断基準>

ο 認証基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

② 報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」(法第5条第1項)行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

2) 収益

<運用上の判断基準>

① 認証基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る 事業会計に全額繰り入れられていること。

② 報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」(法第5条第1項)とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4)管理運営

<運用上の判断基準>

① 認証基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

② 報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」(法第2条第2項第1号)法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。

*管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、 法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費 用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、 管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。なお、ここでいう「管理費」と は、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

* 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「oo事業費」(注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。

(5) その他の認証事務の運用について

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の 箇所の確認は行わないものとする。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に 変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のな いよう注意が必要である。

2. 「市民への説明要請」の実施

(1) 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましい。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるという機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見される。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記(2)のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する(以下「市民への説明要請」という。)こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開する。

(2) 具体的な内容

- 1)「市民への説明要請」を実施する場合
 - ◎ 認証及び監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。但し、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。

このため、認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することとする。

また、監督段階では、報告徴収・立入検査(法第41条第1項)、改善命令(法第42条)の 対象となり得る要件が認められた場合に限って実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、法第25条第5項は、法第12条に定める設立の認証基準を

準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証におけると同様に「市民への説明要請」を実施することとする。

◎ 事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかったり、不完全な書類しか提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。

また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合、「市民への説明要請」を実施する。

2)「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容(対外的に公表されたもの)を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

- ⊕ 提供された情報内容等に関する事実関係
- ② 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項 監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登 記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今 後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

3)「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

なお、内閣府では、現在、説明要請を行ったNPO法人が、インターネットを利用して説明したい内容を書き込むことができる掲示板機能の構築に取り組んでいる。

(例)

- ・申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書 の備置き
- ・当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施 (その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられる。)

4) 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・ 活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用すること とする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる(法第41条第1項)。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、NPO法人が法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる(法第42条)。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

コンプライアンスチェック表

NPO法人が順守すべき主な事項を列挙していますので、このほか、法人活動に必要な法令等の順守事項も加えて、**理事会から監事さんにお渡しいただき**、双方でチェックしましょう。

分類	チェック項目	関係法令等	罰則(過料) がある事項 (※1)NPO法・登記令 に基づくもののみ	チェック
目的	法人の定款に定める「目的」に沿った事業を実施しているか	NPO法41-1		
	定款に定める事業以外の事業を実施していないか	NP0法41-1		
	宗教活動や政治活動を主たる目的としていないか	NPO法2-2-2(イ, ロ)		
	特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないか	NP0法2-2-2(ハ)		
	活動全体における特定非営利活動の占める割合が50%以上であるか	NP0法2-2		
	その他の事業は特定非営利活動に支障がない範囲(赤字決算でない)か	NP0法5-1		
	役員の定数(理事3人以上及び監事1人以上で <u>定款に定める定数</u>)を満たしているか	NP0法15		
	役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であるか	NPO法2-2-1(p)		
組織	各役員について、その役員の配偶者もしくは3親等以内の親族が2人以上いないこと。	NPO注21		
小丘小纹	では、 役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。	INI 01221		
	監事は、理事又は法人の職員を兼ねていないか	NP0法19		
	10人以上の社員がいるか(社員の退会などの理由により社員が10人未満となった場合、速やかに社員を補充する)	NP0法12-1④		
	社員総会が事業年度終了後3ヶ月以内に開催されているか	NP0法14の2		
	臨時社員総会開催の請求があった場合に法令(定款)の規定通りに開催されているか	NP0法14の3		
	社員総会の招集が法令 (定款) に定める期日までに通知されているか	NP0法14の4		
社員総会	社員総会招集通知に会議の目的事項が示されているか	NP0法14の4		
	社員総会で議決が必要な事項が議決されているか(定款で定める社員総会議決事項)	NP0法14の6		
	定款の定めに則った議決がなされているか (社員総会出席者の定足数、表決数を満た しているか)	定款		
	議事録が作成されているか	定款		
	理事会開催の請求があった場合に定款の規定通りに開催されているか	定款		
	理事会の招集が定款に定める期日までに通知されているか	定款		
m ± ^	理事会招集通知に会議の目的事項が示されているか	定款		
理事会	定款で定める理事会で議決が必要な事項が議決されているか	定款		
	定款の定めに則った議決がなされているか (表決数を満たしているか)	定款		
	議事録が作成されているか	定款		

監事 手続き (所轄庁)	理事の業務執行の状況が適正であるか	NP0法18		
	この法人の会計処理の方法が適正であるか (財産の状況を監査)	NP0法18		
	監査の結果、法人の業務または財産に関しに、不正の行為または法令や定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、社員総会又は所轄庁に報告しているか	NP0法18		
	必要に応じて、社員総会を招集し又は理事会の招集を請求しているか	NP0法18		
	事業報告書等が毎事業年度終了後3月以内に作成・提出されているか	NP0法29	3年以上提出がない場 合認証取り消しとなる 可能性あり	
	定款の変更について、総会の議決を経て、所轄庁の認証を受けているか(軽微な変更の場合、届出がされているか)	NPO法25-3,6	0	
	定款に定められた役員の任期を超えていないか。 (NPO法人の役員の任期は2年以内。すべての役員が再任の場合でも役員変更の総会での決議が必要。)	NP0法24		
	役員に変更があった場合 (同一人が再任された場合であっても)、所轄庁に届出が されているか	NP0法23-1	0	
	法人による貸借対照表の公告が定款どおりに行われているか	NP0法28の2	0	
手続き (法務局)	定款の変更に係る登記をした場合、2週間以内に法務局で変更登記し、登記事項証 明書を所轄庁に提出しているか	登記令3-1 NPO法25-7	0	
	代表権を有する理事に変更があった場合(同一人が再任された場合であっても)、 2週間以内に法務局で変更登記をしているか	登記令3-1	0	
	法人住所に変更があった場合、2週間以内に法務局で変更登記をしているか	登記令3-1 NP0法6	0	
手続き	法人事業税・住民税の申告又は減免申請手続きを期日までに行っているか	他法令		
(その他)	職員を雇用している場合、最低賃金法に則した賃金を保障するとともに、社会保 険・労働保険への加入がされているか(加入要件を満たす場合)	他法令		
	「その他の事業」で得た利益は、特定非営利活動に充当し、特定非営利活動と区分 して経理しているか	NPO法5		
	法人成立の時に作成した財産目録を事務所に備え置かれているか	NP0法14	0	
±4.4-	法定閲覧書類(※2)を主たる事務所に備え置き、閲覧できるようになっているか	NP0法28	0	
執行	介護保険法、障害者総合支援法等の各事業法及び関係法令に従って事業を執行しているか	他法令		
	委託契約書、補助金交付要綱等に従って事業を執行しているか	他要綱等		
	法人の活動を広く市民に広報するよう努めているか			
定款	その他上記以外の法人定款で定める事項を順守しているか	NPO法41-1		
	1	1	1	

^{※1} NPO法…特定非営利活動促進法、登記令…組合等登記令※2 法定閲覧書類…活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿(前事業年度)、社員のうち10人以上の名簿(前事業年度)、最新の役員名簿、最新の定款、認証書の写し、最新の登記事項証明書

事業報告書等提出時チェック表(法人名

書類	内 容	
事業報告書等提出書	あて名が「所轄庁あて(○○市長、町長、村長、島根県知事)」となっているか	
	法人の主たる事務所所在地、法人名、代表者職・氏名及び電話番号の記載があるか	
	事業年度、事業期間、法人名の記載があるか	
	事業の成果の記載があるか	
	個々の事業について、それぞれの受益対象者の範囲が明らかにしてあり、事業名、事業 内容、実施時期や場所、受益対象者の人数及び事業費の金額が具体的に記載してあるか	
	【事業名について】定款に記載されたどの事業に該当するのか、わかるように記載して あるか	
事業報告書	【事業費について】活動計算書において計上した事業費の金額と一致しているか	
	定款に「その他の事業」が掲げられている場合、「特定非営利活動に係る事業」と区分し て記載しているか	
	定款に「その他の事業」が掲げられているにもかかわらず実施していない場合、「実施しなかった」と記載しているか	
	理事会、社員総会の開催状況(理事数、正会員数含む)の記載があるか	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	
	事業年度、事業期間、法人名の記載があるか	
	定款に「その他の事業」が掲げられている場合、「特定非営利活動に係る事業」と区分して 記載しているか	
	経常費用は「事業費」と「管理費」に分けてあるか	
	「事業費」「管理費」それぞれについて、「人件費」と「その他経費」に分けてあるか	
	「事業費計」より「管理費計」の方が多くなっていないか	
活動計算書	「事業費計」は事業報告書の「事業費金額」の合計と一致しているか	
	「特定非営利活動に係る事業費」より「その他の事業費」の方が多くなっていないか	
	「その他の事業」で得た利益を、「特定非営利活動に係る事業」の収益に充てているか	
	「前期繰越正味財産額」は前事業年度の「次期繰越正味財産額」と一致しているか	
	それぞれの小計、合計の計算に誤りがないか	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	

)

書類	内 容	
	事業年度、事業年度末日付、法人名の記載があるか	
	「資産合計」と「負債及び正味財産合計」は一致しているか	
	「前期繰越正味財産」は前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と一致しているか	
貸借対照表	「正味財産合計」は活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致しているか	
	それぞれの小計、合計の計算に誤りがないか	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	
	貸借対照表を定款に定めるとおりに公表しているか	
	計算書類の注記を作成しているか(※詳細に記載することを推奨)	
計算書類の	「重要な会計方針」として採用した会計基準についての記載があるか	
注記	「固定資産がある場合はその減価償却方法」など、法人の必要に応じた記載があるか	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	
	事業年度、事業年度末日付、法人名の記載があるか	
	それぞれの小計、合計の計算に誤りがないか	
財産目録	「正味財産」が活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」 と一致しているか。	
	「正味財産」が「資産合計」-「負債合計」となっているか。	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	
	事業期間、法人名の記載があるか	
前事業年度	役員それぞれについて、就任期間、報酬の有無の記載があるか	
の年間役員 名簿	NPO法23条(役員の変更等の提出)に基づく所轄庁への届出の必要がないか	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	
社員のうち 10人以上 の者の名簿	事業年度末日付、法人名の記載があるか	
	10人以上の社員の氏名及び住所(または居所)の記載があるか	
	所轄庁への提出部数は2部あるか	

事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人への対応要領

島根県

(目的)

第1条 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第29条及び島根県特定非営利活動促進法施行条例第6条に基づく事業報告書等(以下「事業報告書等」という。)の全部又は一部が期限内に未提出である特定非営利活動法人(以下「法人」という。提出した事業報告書等の内容に不備があり、その補正に応じない法人を含む。)に対する指導及び処分の基準について、次のとおり定める。

(督促)

- 第2条 島根県(以下「県」という。)は、提出期限から2月を経過しても事業報告書等の提出がない場合は、法人の代表権を持つ理事の住所または居所へ、特定記録郵便により、また、法人の監事全員の住所または居所へ、普通郵便により、過料に関する規定を明記した督促書を送付する。
- 2 県は、前項の督促書を送付後、2月を経過しても事業報告書等の提出がない場合は、法人の代表権を持つ理事の住所または居所へ、特定記録郵便により、また、法人の代表権を持つ理事以外の法人全役員(理事及び監事)の住所または居所へ、普通郵便により、過料事件通知を行う旨を明記した督促書を送付する。

(過料事件の通知)

第3条 県は、前条第2項の督促書を送付後、1月を経過しても事業報告書等の提出 がない場合は、当該法人の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所に法第80条 第5号に基づき過料事件の通知を行う。

(認証の取消し)

第4条 県は、3事業年度にわたって継続して事業報告書等の提出をしない法人に対しては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び島根県聴聞手続規則(平成6年島根県規則第56号)に基づく聴聞を行ったうえで、法第43条第1項の規定に基づき設立認証の取消しを行う。

2 県は、前項の取消しを行ったときは、認証取消通知書の原本を法人の主たる事務 所所在地に、特定記録郵便により、同通知書の写しを法人全役員(理事及び監事) の住所または居所に、普通郵便により、それぞれ送付するものとする。

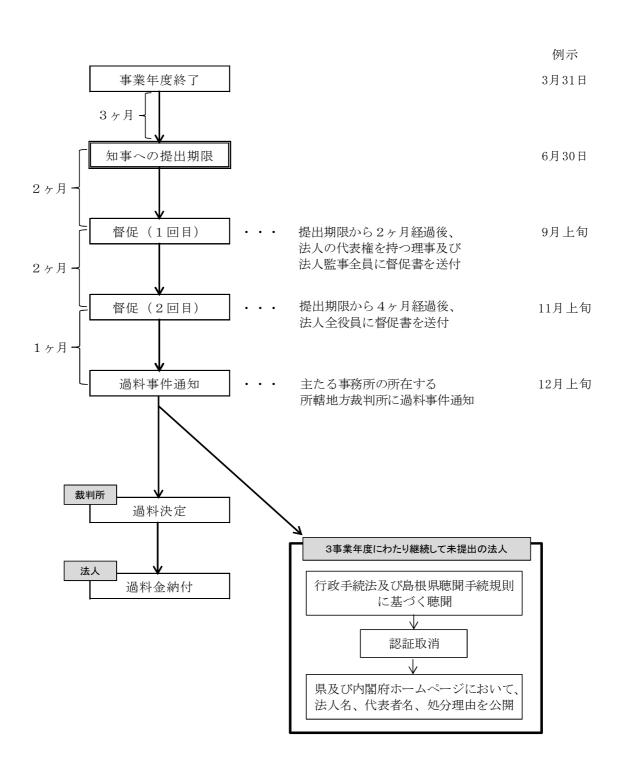
(県民への情報の提供)

- 第5条 県は、法第43条第1項の規定による認証取消しを行った場合には、次に掲げる事項を県ホームページ及び内閣府ホームページに掲載し、県民に対して情報を公表するものとする。
 - ①当該法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - ②代表権を持つ理事の氏名
 - ③認証の取消しに至った理由

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から運用することとし、事業年度が平成26年 3月31日に終了する法人から適用する。

事業報告書等の期限内未提出法人に対する処理手続きフロ一図



特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)(抄)

(事業報告書等の提出)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、 毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(改善命令)

第42条 <u>所轄庁は、</u>特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に 規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の 処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該 特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき ことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

- 第 43 条 <u>所轄庁は、</u>特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は<u>3年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</u>
- 第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、 監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。
 - 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 第 25 条第 7 項若しくは**第 29 条【中略】の規定に違反して、書類の提出を怠った** とき。

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年島根県条例第28号)(抄)

(事業報告書等の提出)

第6条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、<u>毎事業年度初めの3月以内に</u> 行わなければならない。



各市町村NPO法人認証事務担当課長 様

島根県環境生活部環境生活総務課長 (NPO活動推進室) [公印省略]

所轄庁の変更を伴う定款変更等に係る事務処理の変更について(通知)

本県の社会貢献活動の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年6月23日付け環総第271号「所轄庁の変更を伴う定款変更等に係る事務処理について (通知)」(以下「平成26年通知」という。)にて、特定非営利活動法人(以下「法人」という。)が権限移譲 先市町村を越えて事務所移転した場合などの定款変更手続きについてお示ししているところですが、事務処理 フローの一部変更と文言修正のため、この度、下記2.のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、本通知の発出に伴い、平成26年通知は廃止します。

記

1. 権限移譲と所轄庁の定義について

県内各市町村への権限移譲は、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づくものですが、同条例においては法第26条(所轄庁の変更を伴う定款の変更)に係る事務を権限移譲の対象としておりません。 したがって、法第26条における「所轄庁」は、法第9条により県知事を指すことになります。

2. 定款変更手続きについて

(1) 島根県内の市町村間で法人が主たる事務所を移転する場合

定款変更届出事項として扱い、移転元市町村で定款変更届出書を受理した後、移転先市町村へ引き継ぎを行う。

(2) 島根県内の法人が所在する市町村以外(県外も含む)に従たる事務所を設置する場合

定款変更届出事項として扱い、主たる事務所所在市町村で定款変更届出書を受理した後、島根 県へ引き継ぎを行う。

(3) 島根県内の法人が島根県外に主たる事務所を移転する場合

定款変更認証事項として扱い、転出先都道府県の法施行条例に従って作成した認証申請書を 転出元市町村及び島根県を経由して、転出先都道府県へ送付する。

なお、転出先都道府県において認証された後は、認証書は転出先都道府県から直接法人に送付し、認証書の写しは転出先都道府県から島根県を経由して転出元市町村に送付する。また、引き継ぎ書類は転出元市町村から島根県を経由して転出先都道府県に送付する。

(4) 島根県外に主たる事務所を置く法人が島根県内に主たる事務所を移転する場合

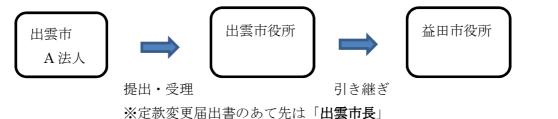
定款変更認証事項として扱い、転入先市町村の法施行条例に従って作成した認証申請書を転入元都道 府県及び島根県を経由して転入先市町村へ送付する。 なお、転入先市町村において認証された後は、認証書は転入先市町村から直接法人に送付し、認証書の写しは転入先市町村から島根県を経由して転入元都道府県へ送付する。また、引き継ぎ書類は転入元都道府県から島根県を経由して転入先市町村に送付する。

【事務処理例】

①島根県内の市町村間で法人が主たる事務所を移転する場合

定款変更届出事項として取り扱い、移転元市町村で定款変更届出書を受理後、移転先市町村へ引き継ぎ

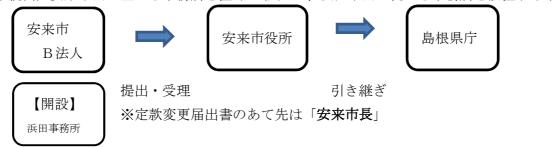
(手続例) 出雲市内に主たる事務所を置く A 法人が、益田市内に主たる事務所を移転する事例



②島根県内の法人で、主たる事務所の所在する市町村以外(県外も含む)に、従たる事務所を設置する場合

定款変更届出事項として取り扱い、主たる事務所所在市町村で定款変更届出書を受理後、島根県へ引き継ぎ

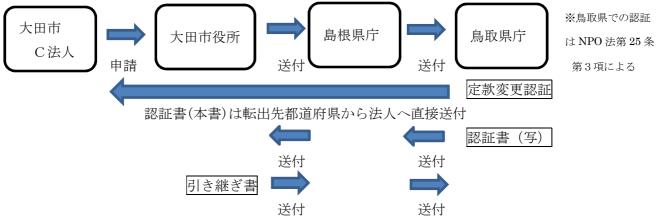
(手続例) 安来市内に主たる事務所を置く B 法人が、浜田市内に従たる事務所を設置する事例



③島根県内の法人が島根県外に主たる事務所を移転する場合

<u>定款変更認証事項</u>として取り扱い、転出先都道府県で定款変更認証を行った上で、島根県を経由して 転出先都道府県へ引き継ぎ

(手続例) 大田市内に主たる事務所を置く C 法人が、鳥取県内に主たる事務所を移転する事例



※定款変更認証申請書のあて先は「**鳥取県知事**」

(鳥取県の申請書式に従い作成)

資料-45

④島根県外に主たる事務所を置く法人が島根県内に主たる事務所を移転する場合

定款変更認証事項として取り扱い、転入先市町村で定款変更認証を行った上で、島根県を経由して転入 先市町へ引き継ぎ

(手続例) 広島県内に主たる事務所を置く D 法人が、松江市に主たる事務所を移転する事例 ※松江市での認証 広島県 島根県庁 広島県庁 松江市 は NPO 法第 25 条 D 法人 申請 送付 送付 第3項による 定款変更認証 ※従たる事務所がない場合 認証書(本書)は転入先市町村から直接法人へ送付 認証書 (写) 送付 引き継ぎ書

※定款変更認証申請書のあて先は「松江市長」 (松江市の申請書式に従い作成)



〇組合等登記令(昭和三十九年三月二十三 日政令第二十九号)(抄)

最終改正:令和四年九月一日政令第二百四十九号

(適用範囲)

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人(以下「組合等」という。)の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の 所在地において、設立の認可、出資の払込みその他 設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にし なければならない。

- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項 に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる 事務所の所在地において、変更の登記をしなければ ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込ん だ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎 事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内 にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の 登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から 三月以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転 の登記)

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の 規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判 外の行為をする権限を有する代理人を選任すること ができるものが、当該代理人を選任したときは、二 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、 代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並び に代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、 又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したとき は、二週間以内に、その登記をしなければならな い。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その 他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内 に、その主たる事務所の所在地において、合併によ り消滅する組合等については解散の登記をし、合併 後存続する組合等については変更の登記をし、合併 により設立する組合等については設立の登記をしな ければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継(組合等を会員とする他の組合等(以下この項において「連合会」という。)において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。)をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可 その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以 内に、その主たる事務所の所在地において、分割を する組合等及び当該組合等がその事業に関して有す る権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継す る他の組合等(第二十一条の二において「吸収分割 承継組合等」という。)については変更の登記を し、分割により設立する組合等については設立の登 記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算結了の登記)

第十条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の 日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地に おいて、清算結了の登記をしなければならない。 第十一条から第十三まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決 が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅 滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する 登記所にその登記を嘱託しなければならない。

ー 組合等の設立の無効の訴え

は無効の確認又は取消しの訴え

- 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議 員総会又は常議員会の決議した事項についての登記 があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しく
- 2 組合等の合併(承継を含む。以下この項及び第二 十条において同じ。)の無効の訴えに係る請求を認 容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、 職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在 地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等につ いては変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組 合等については回復の登記を嘱託し、合併により設 立する組合等については解散の登記を嘱託しなけれ ばならない。
- 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により 組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨 を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしな いことにより当該法律の規定により解散したものとみな されたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務 所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなけ

ればならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の 解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主 たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を 嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び 組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付し なければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債

権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同442項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任 及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければな らない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変 更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければ ならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更

の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の 事由の発生を証する書面を添付しなければならな い。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならな

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の 規定により合併をする場合には、債権者に対し異議 があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をする ことを要するものの合併による変更の登記の申請書 には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述 べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済 し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債 権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財 産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者 を害するおそれがないことを証する書面を添付しな ければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の 根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場 合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事 に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告に

よつてすることができるものがこれらの方法による 公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項 の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、 これらの方法による公告をしたことを証する書面を 添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割 による変更の登記の申請書には、次の書面を添付し なければならない。

一 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の 公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者 があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは 相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を 受けさせることを目的として相当の財産を信託した こと又は分割をしても当該債権者を害するおそれが ないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書に は、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並び に前条各号に掲げる書面を添付しなければならな い。 2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の 根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場 合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定め た時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子 公告によつてすることができるものがこれらの方法 による公告をしたときは、同項の登記の申請書に は、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に 代えて、これらの方法による公告をしたことを証す る書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結 了したことを証する書面を添付しなければならな

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、

第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八 十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七 条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規 定は、組合等の登記について準用する。この場合に おいて、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴 え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その 本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは 「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所 又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併によ る」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第 八条第二項に規定する承継(以下「承継」とい う。)による」と、「合併を」とあるのは「合併又 は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸 収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第 一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継に よる」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若 しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収 合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と 読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

別表(第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第 十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係)

名称	根拠法	登記事項
特定非営	特定非営利活動	代表権の範囲又
利活動法	促進法(平成十年	は制限に関する
人	法律第七号)	定めがあるとき
		は、その定め

【参考】 商業登記法(組合等登記令第二十五条関係) (抄)

(第十九条)

官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書 に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなけれ ばならない。

【参考文献】

堀田力・雨宮孝子編「NPO法コンメンタールー特定非営利活動促進法の逐条解説」

内閣府「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」

東京都「特定非営利活動法人ガイドブック (本編)」

ひょうご中間支援団体ネットワーク・兵庫県・神戸市「NPO法人の設立・運営の手引」

福岡市「特定非営利活動法人の手引き」

NPO法人会計基準協議会「NPO法人会計基準「完全収録版]」

NPO法人諸手続のガイドブック 島根県

平成 31 年 (2019 年) 4 月発行

令和3年 (2021年) 6月改訂

令和5年 (2023年) 2月改訂

発行者 島根県

環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-5096、6099

FAX 0852-22-5636